

ESG/統合報告トピック調査 ～独立行政法人における統合報告書（統合レポート） の開示動向～

2025.10.1

主任研究員 公認会計士・CMA 米田 祥隆

統合報告書（統合レポート）は、企業の財務情報に加え、企業理念、経営戦略、ブランド力、研究開発力、人材、社会貢献、環境対応などの非財務情報を包括的に開示し、中長期的な企業価値評価に資するレポートであるが、民間企業のみならず独立行政法人、国立大学といった非営利目的の法人、地方自治体でも発行されることがある。当調査では、非営利目的の法人のうち独立行政法人における統合報告書（統合レポート）の開示状況の調査を行った。

レポートサマリー

- 統合報告書（統合レポート）を発行している独立行政法人は、86法人中5法人

はじめに

当調査は、総務省が公表している独立行政法人一覧^(※1)に記載がある独立行政法人86法人を対象にしており、地方独立行政法人については含んでいない。本文中の意見にあたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

(※1)：総務省 独立行政法人一覧（令和7年4月1日現在）

(https://www.soumu.go.jp/main_content/001000284.pdf)

1.独立行政法人とは

独立行政法人通則法第2条第1項に従い、国民生活や社会経済の安定などの公共上の見地から実施することが必要な業務ではあるものの、国自らが主体となって実施する必要がない業務で、かつ民間に委ねた場合には実施されないおそれがある業務を担う法人のことを「独立行政法人」という。

例えば、国家プロジェクトであるロケットや人工衛星の打ち上げなどは宇宙航空研究開発機構（JAXA）、北海道・北陸・九州の整備新幹線事業は鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）が業務を担っている。これらの業務は、多額の資金が必要になることから、民間企業に委ねている場合には実施できない可能性がある。また、中小企業基盤整備機構（中小機構）は、中小企業や小規模事業者に対して資金調達を含むサポートを行っており、民間企業に委ねている場合には、財務基盤が脆弱である中小企業や小規模事業者には、リスクなどの兼ね合いから融資などのサポートが行われない可能性がある。

2.独立行政法人の会計処理と会計監査人による監査

独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるが、独立行政法人が公的な性格を有し利益獲得を目的としていないことから、独立行政法人に関する会計基準が別途存在している。独立行政法人の業務実施に必要な費用は、原則、国より「運営費交付金」として、交付金を受け取ることになる。

運営費交付金の財源は税金であることから、国民に対して税金の使い道を明確にするため、円単位での詳細な財務報告が行われ、独立行政法人通則法第38条で会計監査人の監査を受けることが求められている。

例えば、運営費交付金に関しては、次のような会計処理が行われる。

■ 運営費交付金の受領時

運営費交付金として国より預かった資金は、独立行政法人が国から委託された業務を執行するための資金であることから、受取時に一括で収益化をするのではなく、同額の運営費交付金債務を流動負債として認識する。

(借方)		(貸方)	
預金	×××	運営費交付金債務	×××

■ 国からの委託業務について業務を実施し、費用の計上を行った時

運営費交付金は、原則として業務の進行に応じて収益化を行う。独立行政法人の業務は利益獲得を目的としていないことから、結果として、業務費用に対してほぼ同額の運営費交付金収益を計上することで、収支が均衡す

(借方)		(貸方)	
運営費交付金債務	×××	運営費交付金収益 (経常収益)	×××
業務費用 (経常費用)	×××	預金	×××

■ 運営費交付金により、償却を行う有形固定資産を取得した時

固定資産を利用期間にわたり、費用配分することを目的とする減価償却費に対応するため、運営費交付金債務を取崩し、資産見返運営費交付金という別の負債項目に振替える。

(借方)		(貸方)	
運営費交付金債務	×××	資産見返運営費交付金	×××
有形固定資産	×××	預金	×××

■ 上記の有形固定資産の減価償却に関する費用を計上した時

固定資産を利用期間にわたり、費用配分することを目的とする減価償却費に対応するため、運営費交付金債務を取崩し、資産見返運営費交付金という別の負債項目に振替える。

(借方)		(貸方)	
資産見返運営費交付金	×××	資産見返運営費交付金戻入 (経常収益)	×××
減価償却費 (経常費用)	×××	減価償却累計額	×××

上記のように、独立行政法人は、常に経常費用と経常収益が近い金額が発生することになり、最終的に余剰資金は国庫納付などが行われ国へ返還されることになる。

3. 独立行政法人における統合報告書（統合レポート）

2025年8月29日現在で統合報告書（統合レポート）を発行している独立行政法人について調査すると、以下の5法人については統合報告書（統合レポート）の存在を確認できた。なお、当該調査は、各独立行政法人のウェブページを筆者が調査しており、網羅性は担保されていない。

法人名	名称（最新の出版年）
国際協力機構 （JICA）	国際協力機構 統合報告書（2024） https://www.jica.go.jp/about/disc/report/2024/index.html
製品評価技術基盤機構 （NITE）	NITE統合レポート（2024） https://www.nite.go.jp/nite/togo_report/index.html
エネルギー・金属鉱物資源機構 （JOGMEC）	JOGMEC REPORT 統合報告書（2024） https://www.jogmec.go.jp/content/300392029.pdf
住宅金融支援機構	住宅金融支援機構 統合報告書（2025） https://www.jhf.go.jp/about/organization/disclosure/index.html
産業技術研究所 （AIST）	AIST REPORT（2024） https://www.aist.go.jp/aist_j/information/report/aist_report/intent.html

独立行政法人は非営利目的の法人であることから、ステークホルダーである国民に対して情報開示を行うという側面が重視されていると考えられる。そのため、統合報告書で記載が行われる価値創造プロセスは、エネルギー・金属鉱物資源機構、住宅金融支援機構、国立研究開発法人産業技術研究所、マテリアリティの説明は、エネルギー・金属鉱物資源機構、住宅金融支援機構のみ記載があるといった状況であった。

おわりに

独立行政法人は、前述のとおり、国民生活や社会経済の安定などの公共上の見地から実施することが必要な業務を遂行している。そのため、現在の社会課題（政策課題）を踏まえ、当該課題を解決し、長期的に国民生活、社会経済をどうしたいかという未来の姿からバックキャストしつつ、法人の価値創造の在り方が語られることが望ましいと考えられる。民間企業には浸透してきている統合報告書も独立行政法人では開示している法人は少数であるので、これからの独立行政法人の統合報告書（統合レポート）に期待したい。

以上